

水道施設運転管理業務委託要求水準書

目次

第1章 総則

1. 目的

第2章 浄水場等の運転管理・保守点検等に関する対象

1. 対象施設、業務実施期間、業務範囲

(1) 対象施設の名称および所在地

(2) 業務実施期間

(3) 業務範囲

2. 給水概要

3. 業務の内容

第3章 業務書類等

1. 業務書類と提出期限

第4章 従事者の資格要件等

1. 業務責任者

2. 業務従事者

3. 人員配置

4. 有資格者の配置

5. 身分の明示

第5章 災害・事故対策

1. 緊急事態発生時の連絡体制

2. 事故の報告

3. 教育及び訓練

第6章 安全衛生管理

1. 健康診断

2. 労働災害

3. 施設整備

第7章 火災・防犯管理

1. 火災の防止

2. 侵入者の防止

第8章 本業務の引継ぎ事項

1. 業務実施期間終了に伴う業務引継

第9章 損害賠償

第10章 松茂町と受注者の業務範囲

第1章 総則

1. 目的

業務要求水準書は、松茂町（以下「甲」という。）における、取水場、浄水場（以下称して「浄水施設」という。）の運転管理及び保守点検等について受注者（以下「乙」という。）が円滑に本業務を履行するにあたり、甲が乙に要求する水準について定めるものである。

第2章 浄水施設の運転管理・保守点検等に関する対象

1. 対象施設、業務実施期間、業務範囲

(1) 対象施設の名称及び所在地

松茂町浄水場 板野郡松茂町広島字南ノ川30

松茂町取水場 板野郡松茂町広島字北ノ川57-25

(2) 業務実施期間

令和8年7月1日から令和13年6月30日までとする。

開庁時間は8時30分～17時15分までとし、閉庁時間は17時15分～8時30分までとする。閉庁日は松茂町の休日を定める条例（平成元年条例第17号）に定める日として日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。

(3) 業務範囲

- ① 運転管理業務
- ② 保守点検業務
- ③ その他、甲が指定する業務

2. 給水概要

（令和7年4月1日現在）

行政区域内人口	14,286人
給水人口	14,286人
給水戸数	6,987戸
計画1日最大給水量	18,500 ^m ₃
1日最大給水量	8,199 ^m ₃
1日平均給水量	6,602 ^m ₃

3. 業務の内容

乙は、浄水施設を適切かつ効率的な運転を行い、あわせて施設整備を計画的に行うことにより、安全・安定した管理を行う。業務の主な内容は、次によるほか「業務要求水準書別紙」（以下、「別紙」という。）の業務とする。

運転管理業務

(1) 浄水施設の運転及び監視・操作を行うこと。

- ① 取水設備の運転管理
- ② 浄水設備の運転管理
- ③ 配水・送水設備の運転管理
- ④ 排水・排泥処理設備の運転管理
- ⑤ 電気計装設備の運転管理
- ⑥ 監視装置設備の運転管理
- ⑦ 緊急対応業務
- ⑧ その他運転管理及び付帯施設の運転管理

(2) 運転管理業務は、24時間、365日とする。(令和10年のうるう年は366日とする)

(3) 閉庁時間は、監視室において監視装置による監視、来場者及び電話対応等を含む運転管理を行う者を配置すること。また、保守点検業務を行う者は別途配置すること。

(4) 閉庁時間は、雨量、残留塩素、水位を監視して、1時間毎に記録すること。

また、浄水場での常駐を要さないが、監視装置より警報発報した場合は、外部から常時監視して必要に応じて現場対応を行うこと。

保守点検業務

- (1) 取水設備
- (2) 浄水設備
- (3) 配水・送水設備
- (4) 排水・排泥処理設備
- (5) 電気計装設備
- (6) その他運転管理及び付帯施設

その他、甲が指定する業務

- (1) 電気・機械設備のメーカー点検
- (2) 電気設備整備
- (3) 機械設備整備

第3章 業務書類等

1. 業務書類と提出期限

(1) 契約締結時

- ① 着手届(契約締結後14日以内)
- ② 業務責任者等選任届(契約締結後14日以内)

業務責任者に関する届出

(イ) 業務責任者について、氏名、取得資格、経験年数を記載した書類資格の写し及び申請日より3ヶ月以上の雇用が証明できる書類を提出すること。

- ③ 従事者選任届(業務開始1ヶ月前まで)
 - ④ 業務実施計画書(実施体制・計画、運転管理計画計画含む)(業務開始1ヶ月前まで)
 - ⑤ 貸与品等借用書(業務開始1ヶ月前まで)
- (2) 業務期間中
- ① 年間業務実施計画書
(1年目は業務実施計画書と併せて提出、2年目以降は年度開始14日前まで)
 - ② 月間業務計画書(毎月末3日前まで)
 - ③ 勤務計画書(毎月末3日前まで)
- (3) 業務完了時
- ① 月間業務完了届(翌月の10日まで)
 - ② 勤務実績表(翌月の10日まで)
 - ③ 月間業務報告書(翌月の10日まで)
 - ④ 年間業務完了届(翌年度の4月末日)
 - ⑤ 年間業務報告書(翌年度の4月末日)

第4章 従事者の資格要件等

1. 業務責任者

(1) 業務責任者の選任

乙は、事業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある専任の者を業務責任者として、選任し、業務着手前までに、甲に選任届を提出すること。業務責任者を変更したときも同様とすること。

(2) 業務責任者の資格

業務責任者は、本業務に関する十分な知識を有し、浄水場において、5年以上運転管理業務の実務経験を有していること。

(3) 業務責任者の職務

業務責任者は、本業務に関する十分な知識を有するとともに、心身ともに健全で、協調性をもって業務に当れる者とする事。

① 業務責任者の主な業務は、以下の通りとする。

(イ) 業務責任者は、現場の最高責任者として、業務従事者の指揮、監督を行うこと。

(ロ) 業務責任者は、契約書、業務要求水準書、完成図書、その他関係書類により、業務の目的、内容を十分理解し、浄水施設の機能を把握し、甲と密接な連絡をとり、業務の適正かつ円滑な遂行を図ること。

2. 業務従事者

(1) 業務従事者の届出

乙は、本業務に従事する者の氏名、保有資格等を記載した名簿を、業務着手前まで

に、甲に提出すること。また、変更したときも同様とすること。

(2) 業務従事者の職務

業務従事者は、日常の技術的な業務を実施できる者とする。

3. 人員配置

乙は、適切に業務を履行するために必要な人員を配置すること。

4. 有資格者の配置

(1) 乙は、有資格者を必要とする業務の履行にあたり、資格者を業務従事者の中にも含めること。

(2) 労働安全衛生法で定める就業制限に係る業務の履行に当たっては、有資格者以外の者が行わないこと。

5. 身分の明示

乙は、作業に適した安全かつ清潔な統一した作業服を着用し、名札等で身分を明示すること。

第5章 災害・事故対策

災害・事故対策は、災害、事故等のリスクに対して有効な対策を立てて実行し、被害の軽減を図ること、緊急事態が発生した場合の対応を行うことを目的とし、以下のことを行う。

1. 緊急事態発生時の体制

乙は、大雨、台風、地震、停電及び重大事故等の緊急事態発生に備えて、速やかに従事者を非常招集できる体制を確保すること。

2. 事故の報告

乙は、本業務の履行中に事故が発生した場合は、直ちに、必要な措置を講じるとともに、事故の発生原因、被害状況、経過及び講じた措置等について、甲に文書等により報告すること。

3. 教育及び訓練

(1) 乙は、運転管理業務に従事する者に対し、必要な知識及び技能に関する教育をすること。

(2) 乙は、運転管理業務に従事する者に対し、事故その他災害が発生したときの処置について、実地指導、訓練を行うこと。

(3) 乙は、運転管理業務に従事する者に対し、停電時及び復電時の対応訓練を行うこと。

第6章 安全衛生管理

1. 健康診断

(1) 乙は、労働安全衛生法の規定により、運転管理業務に従事する者に対し、定期又は臨時の健康診断を実施し、従事者の健康管理に努めること。

(2) 乙は、水道法施行規則第16条のに基づき、運転管理業務に従事する者は概ね6ヶ月ご

とに赤痢菌、サルモネラ菌、腸チフス、パラチフス、O157の検査をすること。

2. 労働災害

乙は、労働安全衛生法等の規定により、安全管理に必要な処置を講じ労働災害の防止に努めること。

3. 施設整備

乙は、浄水施設の建物及びその周辺の整理整頓に努めること。

第7章 火災・防犯管理

1. 火災の防止

乙は、浄水施設の火災を未然に防ぐため、火気の正確な取扱い及び後始末を徹底させること。

2. 侵入者の防止

乙は、浄水施設への不審者の侵入防止については、十分な監視に努め必要に応じ巡回すること。

第8章 本業務の引継ぎ事項

1. 業務実施期間終了に伴う業務引継

乙は、業務実施期間の終了に際しては甲の立会のうえ、業務遂行の方法について甲が指定する者に引継ぐこと。

第9章 損害賠償

1. 事故報告書

乙は、業務対象施設を損傷し又は滅失したときは、速やかに事故報告書を提出すること。

2. 一般的損害

乙は、故意又は過失により業務の実施において生じた損害及びその実施に起因して発生した損害を賠償すること。

3. 第三者に及ぼした損害

乙は、業務の実施において第三者に損害を及ぼした場合は、当該損害の賠償を行わなければならない。ただし、甲の責めによる場合は、甲が負担する。

4. 損害保険

(1) 乙は、損害賠償保険等の保険に加入すること。

(2) 乙は、業務期間中、以下の補償限度額を条件とする賠償責任保険に加入すること。

① 浄水処理施設 対物1事故あたり1億円及び1億円/年

② 第三者賠償 対人・対物合計10億円及び10億円/年

第10章 松茂町と受注者の業務範囲

(基本負担)

甲乙が負うべき基本的な責任負担は、以下が適用される。

責任の種類	内容	負担区分	
		甲	乙
水道需要者に対する責任	水道需要者に対する責任に関するもの	○	—
	業務要求水準書に関し、乙に帰する責任に関するもの	—	○
水質管理責任	原水水質に関するもの	○	—
	浄水水質について、業務要求水準書に関し、乙の水質管理上の責任に関するもの	—	○
廃棄物処理法上の責任	乙が事業者として排出する廃棄物の運搬・処分に関するもの	—	○
	上記以外に排出する廃棄物の運搬・処分に関するもの	○	—
水質汚濁防止法上の責任	乙が事業者として公共水域に排水する場合	—	○
	上記以外のもの	○	—
その他法令上の責任	乙の業務履行上で直接関係する法令の遵守責任 (労働安全衛生法等、消防法等)	—	○
	上記以外のもの	○	—
法令等変更に関する責任	業務要求水準書に直接関係する法令等の変更	○	—
	上記以外の法令変更	○	—
税制度変更責任	乙に影響を及ぼす税制度変更(法人税等)	—	○
	広く全般に影響を及ぼす税制度の変更(消費税等)	○	—
許認可遅延の責任	乙が取得する許認可の遅延に関するもの	—	○
	上記以外の遅延に関するもの	○	—
第三者賠償の責任	業務要求水準書の履行に直接関係する乙の責めによるもの	—	○
	上記以外のもの	○	—
住民対応責任	下記以外のもの(水道事業の実施における住民反対運動、住人訴訟等)	○	—
	乙の業務要求水準書の履行に直接関係するもの	△	○
事故の発生責任	乙の責めによる労働災害、設備の損壊事故等	—	○
	上記以外のもの	○	—
環境保全責任	乙が事業者であるときの、公共用水域の汚染等	—	○
	上記以外のもの	○	—
契約の解除・変更責任	甲の責めによるもの(安全対策違反、支払滞納等)	○	—
	乙の責めによるもの(法令違反、破綻、放棄等)	—	○
不可抗力責任	地震、洪水等の天災による契約の中止、変更、解除	○	—

○:主分担 △:従分担

(水道事業に係わる業務負担)

甲乙が負うべき水道事業に関する業務負担は、以下が適用される。

施設・業務区分	水道事業に係わる業務	負担区分			
		甲	乙		
施設管理	施設の維持管理計画の策定	△	○		
	取水施設	取水施設の運転及び保守点検業務履行及び実施	△	○	
		定期及び臨時の水質管理の計画、管理(法第20条の遵守)	○	—	
		定期及び臨時の水質管理の履行	○	—	
		施設の衛生上の措置の実施(法第22条)	—	○	
	運転操作	運転方法の策定	△	○	
		運用方法の改善	○	△	
		運転操作	—	○	
		取水停止の判断(法第23条関連)	○	—	
	保守点検	点検計画及び要領の策定	△	○	
		保守点検の履行	△	○	
		補修・修繕計画の策定	○	△	
		補修・修繕計画の実施、監督	○	—	
		突発修繕の実施	○	△	
		施設の技術的基準適合評価(法第5条関連)	○	—	
	浄水施設	浄水施設の運転及び保守点検の履行	△	○	
		定期及び臨時の水質管理の計画、管理(法第20条の遵守)	○	—	
		定期及び臨時の水質管理の履行	○	—	
		施設の衛生上の措置の実施(法第22条)	○	—	
		運転操作	運転方法の策定	△	○
			運用方法の改善	○	△
			運転操作	—	○
			改善の指示等による必要な措置(法第36条)	○	—
		保守点検	点検計画及び要領の策定	△	○
			保守点検の履行	△	○
			補修・修繕計画の策定	○	△
			補修・修繕計画の実施、監督	○	—
			突発修繕の実施	○	△
			施設の技術的基準適合評価(法第5条関連)	○	—

○:主分担 △:従分担

施設・業務区分		水道事業に係わる業務	負担区分	
			甲	乙
施設 管理	排水処理 施設	排水の運転操作の履行	—	○
		排水水質の検査の履行(採水)	○	—
		産業廃棄物の適正な処理(天日乾燥床の脱水ケーキ)	○	—
	水質検査 関係	水質検査業務の業務計画の作成、実施(法第20条)	○	—
		水質検査(月次、年次、臨時)の採水及び事務	○	—
		データの整理、解析	○	—
		分析機器の調整	○	△
	配水施設	施設の保守点検計画及び要領の策定	△	○
		保守点検の履行及び実施	△	○
		補修、修繕計画の策定	○	△
		補修、修繕計画の実施、監督	○	—
		突発修繕の実施	○	△
		給水の緊急停止の判断(法第23条関連)	○	—
		給水の緊急停止の決定及び実施(法第23条関連)	○	—
		給水の緊急停止以後の給水再開の判断(法第23条関連)	○	—
		給水の緊急停止以後の給水再開の決定及び実施 (法第23条関連)	○	—
		改善の指示等による必要な措置(法第36条)	○	—
		給水停止命令による給水停止の実施(法第37条関連)	○	—
		施設の運転業務に関する計画の策定	△	○
		施設の運転操作の実施	—	○
施設の技術的基準適合評価(法第5条関連)	○	—		
そ の 他	植栽管理	植栽管理計画の策定・実施	○	—
		草刈、植栽及び清掃の監督、報告	—	○
	記録・保管	業務の記録、整理及び報告	—	○
	清掃・美化	水道施設の清掃と整理整頓	—	○
	安全衛生	安全衛生及び衛生管理に関する計画の策定	△	○
		安全衛生及び衛生管理の実施	—	○
業務従事者の定期及び臨時の健康診断計画の策定及び実施 (法第21条)		△	○	

○:主分担 △:従分担

施設・業務区分		水道事業に係わる業務		負担区分	
				甲	乙
施設 管理	その他	住民対応	施設見学対応	△	○
			苦情及び問い合わせ対応	○	—
	動力	動力の調達計画及び調達先の調整	○	—	
		動力の管理、報告、監視	—	○	
	薬品	薬品の調達計画及び調達先の調整	○	—	
		薬品の管理、報告、監視	—	○	
	保守・ 定期点検	電気設備の保守点検の計画及び要領の策定、監督	計装設備の保守点検の計画及び要領の策定、監督	△	○
			ポンプ設備の保守点検の計画及び要領の策定、監督	△	○
			薬品注入設備の保守点検の計画及び要領の策定、監督	△	○
			水質測定計器設備の保守、定期点検の計画及び要領の策定、監督	△	○
			電気設備の保守点検の実施	—	○
			計装設備の保守点検の実施	—	○
			ポンプ設備の保守点検の実施	—	○
			薬品注入設備の保守点検の実施	—	○
			水質測定計器設備の保守、定期点検の実施	—	○
			甲が 指定する 業務	整備計画書の作成	△
	整備の実施、監督	△		○	
	産業廃棄物の適正な処理	△		○	

○：主分担 △：従分担